

企画競争に係る手続き開始の公示

本件業務の委託に係る契約の締結を希望する者は、下記の要領により参加表明書を提出すること。

提出された参加表明書を公正・厳正に審査の上、企画競争資料の契約候補者として選定した後、最も適切な企画競争資料を提出した者と、随意契約を行う。

令和5年12月1日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長 二又 知彦

1 業務概要

- (1) 業務の名称 空自横田（5）電源設備等整備基本検討
- (2) 業務場所 東京都福生市
- (3) 業務内容 以下に掲げる設備基本検討業務を行うものである。
航空自衛隊横田基地（東京都福生市）
業務内容：電源設備更新基本検討 一式
幹線設備更新基本検討 一式
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から令和6年12月15日まで

2 参加資格、選定基準

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる事項の全てを満足していること。

- (1) 次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
 - ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「電気業務」に係る「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度、級別の格付けを受けていること。）。
 - ウ 会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又

は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（イの再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

オ 元請けとして平成 25 年 4 月 1 日から公示日までに完了又は引渡し完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、受変電設備を含む建物で、改修又は新設に係る電気設備設計業務を履行した実績を有すること。

ただし、業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

カ 会社内に秘密保全を確実に実施するための実効性の高い組織を設置している又は本業務契約前に設置していること。

キ 北関東防衛局における直近の評定点合計が 65 点未満でないこと。

ク 北関東防衛局が発注した業務のうち、令和 3 年度及び令和 4 年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が 65 点以上であること。

ケ 参加表明書の提出期限の日から見積書の提出までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

コ 次の基準をすべて満たす管理技術者を配置できること。

なお、配置技術者については、参加表明書提出日前 3 ヶ月以上継続して雇用している者であること。

(ア) 次の資格を有する。

建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士若しくは第 10 条の 3 第 2 項に規定する設備設計一級建築士又は第 2 条第 5 項に規定する建築設備士のいずれかの資格を有する。

(イ) 元請けとして平成 25 年 4 月 1 日から公示日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、設備工事に係る設計業務を履行した実績を有すること。

ただし、業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

(ウ) 配置予定管理技術者の令和 5 年 12 月 1 日現在の手持ち業務量が 5 億円未満かつ 10 件未満であること。

ただし、令和5年12月1日現在の手持ち業務に北関東防衛局が発注した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から委託期限を含む年度までに係る金額とする。

サ 参加表明を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、見積心得書第4条第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における

取締役

- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合（共同企業体を含む。）の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

シ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

ス 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

3 参加表明書の提出内容

(1) 上記2(1)オに掲げる資格があることを判断できる同種の業務の実績（業務実績として記載する件数は、1件でよい）。

(2) 上記2(1)コに掲げる資格があることを判断できる配置予定の管理技術者の資格及び業務の経験等

なお、配置予定の管理技術者の同種の業務の経験の件数は1件でよく、予定者として複数の候補技術者を記載してもよい。また、同一の管理技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とするは差し支えないものとするが、他の業務を落札したことにより配置予定の管理技術者を配置できなくなったときは、直ちに当該企画競争資料又は企画競争提案書の取下げを行うこ

と。他の業務を落札したことにより配置予定の管理技術者を配置できないにもかかわらず契約した場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) (1)及び(2)の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し又は当該業務の履行実績を証明する資料。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合は、契約書の写し又は当該業務実績を証明する資料を提出する必要はない。
- (4) 書式（別紙様式第1～別紙様式第5）は別途示す参加表明書作成要領を参考に作成し、1部提出すること。

4 手続等

(1) 担当部局

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
北関東防衛局総務部契約課
TEL 048-600-1800（内線2449、2819又は2443）
FAX 048-600-1842

(2) 参加表明書作成要領等の交付期間等

ア 期間 令和5年12月1日から同年12月14日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。なお、最終日は正午まで

イ 場所 (1)に同じ

ウ 交付方法 全て、紙で交付を行う。

(3) 参加表明書提出手続き

参加表明書は、「参加表明書作成要領」に基づき作成し、提出期限までに提出先まで持参するものとする（郵送又は電送は受け付けない。）。

ア 提出先 (1)に同じ

イ 提出期間 令和5年12月1日から同年12月14日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。なお、最終日は正午まで

ウ 参加表明書を提出する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(434円)の切手を貼付した長3号封筒を技術資料と併せて提出すること。

(4) 参加表明書作成要領に対する質問

参加表明書作成要領等に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出方法 書面（様式は自由とする。）を(1)に持参により提出するものとし、郵送や託送によるものは受け付けない。

イ 提出期間

令和5年12月1日から同年12月8日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。なお、最終日は正午まで。

ウ 質問に対する回答書は、令和5年12月13日の、10時から17時まで（正午から13時までの間を除く。）、(1)において閲覧に供する。

5 企画競争の資料提出を要請する候補者の選定

上記3の提出資料について審査を行い、企画競争の候補者として選定した者には、企画提案の提出要請書をもって通知する。また、候補者以外の者には、選定されなかった旨を通知する。

6 選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち、企画競争の候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）でもって、支出負担行為担当官から通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

ア 受付場所 上記4(1)に同じ

イ 受付時間 行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。

7 苦情申し立て

(1) 上記6(3)の説明に不服がある者は、非選定理由の説明に係る書面を受けとった日から10日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申し立てを行うことができる。

(2) (1)の申し立てについては、入札監視委員会において審議を行う。

(3) (1)の申し立ての提出場所及び提出時間等

ア 提出場所 上記4(1)に同じ

イ 提出時間 行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。

ウ その他 書面（書式は自由）は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) (1)の申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 上記4(1)に同じ

8 参加表明書の提出にあたっての留意事項

(1) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(2) 参加表明書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加表明書は返却しない。

なお、提出された参加表明書は、契約の候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(4) 参加表明書提出後、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職、死亡等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(5) 契約の候補者の選定後、病休、退職、死亡等極めて特別な場合でやむを得ない理由により、管理技術者の変更を行う場合には、上記2(1)コに示す資格と同等以上の者を配置しなければならない。

(6) 使用する書類の形式はA4縦を基本とする。

9 その他

(1) 特記仕様書などの資料について

本業務に関する見積に必要な資料（仕様書、図面等）については、企画提案について審査の上、契約候補者の指名を受け、かつ「秘密保全に関する誓約書」を提出した者に貸出すものとする。

なお、貸出した資料については見積り合わせを行った後、速やかに返却するものとする。

(2) 見積り合わせについて

見積り合わせは、秘密保全の観点から企画競争の結果、秘密の保全について最も優秀な契約候補者を行うものとする。ただし、見積り合わせを行った結果、評価が最も優秀な者が辞退した場合に限り、企画競争資料の内容から当該業務の適正な遂行及び秘密保全を適正に行い得ると判断できる者のう

ち、次順者を契約候補者として選定し、見積依頼を行う場合がある。

(3) 特約条項について

本業務の設計等技術業務委託契約書に秘密の保全に係る特約条項及び違約金に関する特約条項を付するものとする。

(4) 再委託の契約について

本業務の受託者が本業務の一部を第三者に再委託させる場合は、当該再委託等先が契約担当官等と秘密保全に関する規定を含む契約を締結しなければならない。

(5) 再委託の禁止について

本業務は、次の部分の再委託は認めない。

国土交通省告示第 98 号の別添一の 1. 二. ロ. (1). (3). (i)④から⑧まで及び⑩から⑬までの成果図書の作成及び積算業務

(6) 契約候補者の選定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 管理技術者等に対するヒアリングの実施

契約締結後、適当な時期（1～2週間後）に管理技術者等（管理技術者、配置されるすべての技術者をいう。）に対し、当該業務に関する進捗、調整及び対応手法並びに基本事項等についてヒアリングを行うものとする。

なお、ヒアリングの結果、当該業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、設計等技術業務委託契約書第 16 条の規定に基づき、管理技術者等の交代を請求する。